

報 告 書

令和5年2月14日

北九州市議会議長 鷹木 研一郎 様

議会運営委員会
委員長 宮崎 吉輝

次のとおり報告します。

記

- 1 派遣議員 宮崎 吉輝、 村上 直樹、 佐藤 栄作、 松岡裕一郎、
大久保無我、 奥村 直樹、 山内 涼成
- 2 目 的 委員会のオンライン開催ほか議会運営全般に関する調査研究
- 3 場 所 (1) 堺市議会
(2) 京都市会
(3) 神戸市会
- 4 期 間 令和4年11月 9日 (水) から
令和4年11月11日 (金) まで 3日間

5 用務経過

(1) 委員会のオンライン開催等について (堺市議会)

本市議会運営委員会では、令和4年6月から、委員会のオンライン開催について協議しており、オンラインによる方法で委員会を開催することについては、おおむね各会派の賛同を得られており、条例等の改正内容について継続して協議しているところである。

このような中、堺市議会では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、オンラインを活用した方法により委員会に出席できるようにするために、令和3年2月に委員会条

例を改正した。その後、令和4年8月の議会運営委員会において、委員がオンラインにより出席した例がある。

今回は、本市議会運営委員会の協議・検討の参考とするため、市議会事務局から説明を受けた。



【説明概要】

- 令和2年4月に発出された総務省通知において、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会のオンラインによる方法で開催することは差し支えない」との見解が示されたため、堺市議会においてもオンライン会議の開催についての検討を始めた。
- 全国市議会議長会での議員向け研修や、議会向上会議（地方自治法第100条第12項に基づく協議等の場）等を通じて協議を重ね、令和3年2月定例会において委員会条例を改正した。
- 堺市議会においては、「オンラインの会議」ではなく、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、参集が困難な委員については、オンラインによって委員会に参加することが可能」という規定になっている。なお、オンラインで委員会に参加しようとするときは、委員長長の許可を得なければならないとしている。また、秘密会を開催する場合には、オンラインによる参加ができないと規定している。
- 令和4年2月に全国市議会議長会から委員会のオンライン開催についての参考条例が示されたが、堺市議会においては令和3年2月に委員会条例を改正済のため、今のところ参考条例に基づく改正予定はない。
- 令和3年5月定例会において、「オンラインによる委員会出席の手引き」を策定した。手引き策定までに、オンライン参加できる条件について議会運営委員会にて議論を行い、まずは総務省見解のとおり新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点を原則としつつ、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等」の「等」に含みを持たせ、新型コロナウイルス感染症以外、大災害時等においても協議できる余地を残している。
- 新型コロナウイルス感染症により参集困難な場合の例についても、議員間で話し合った上で手引きに記載している。新型コロナウイルス感染症に該当しないその他の事例でも、参加する委員会の委員長がオンライン出席可否について判断することとしている。
- オンラインによる委員会出席の流れは、概ね以下のとおり。

- (1) オンライン出席委員は、原則として委員会開催日2日前の正午までにメールまたは書面で委員長へ申請する。
- (2) 委員長が許可をした後、事務局からオンライン出席可否を通知する。
- (3) 前日と当日に、オンライン出席委員と議会事務局の間で、予め通信環境を確認する。
- (4) 委員会開催直後、委員長の呼びかけに対して映像と音声で確認できれば、委員会出席となる。

○オンライン出席委員が遵守すべき事項として、端末や回線に関する情報セキュリティ対策、責務及び秩序保持等について定めている。

○その他、運用の申し合わせを行っており、主な内容は以下のとおり。また、問題があれば、その都度、議会運営委員会において協議することとしている。

- ・ 対象となる委員会
- ・ オンライン出席委員の責務（委員以外の者がいない場所から参加すること。オンライン出席するために必要な経費が委員の負担であること等）
- ・ 正副委員長のオンライン出席の取扱い
- ・ 表決の方法（起立表決の際、オンライン出席委員は挙手によること。通信環境の悪化等により委員本人の映像と音声のいずれかでも確認できないときは、表決に加わることができないこと等）

○委員会室に備えている設備は、委員長用PC、委員会室撮影用カメラ・PC、事務局職員用のホストPC、スピーカー等。委員長は、専用PCの内臓カメラで常に映っている。

○物品・設備については、オンライン会議だけでなく、研修会でも活用している。

○オンライン会議システムについては、堺市として推奨しているWebexを使用している。

○令和4年8月の議会運営委員会で、オンラインで委員が出席した際に、音声が途切れる事例があったが、全体の進行に影響はなかった。

○オンライン出席委員が、本人以外の者がいない場所から出席していることを確認するために、背景機能の使用不可を後から定めた。

【主な質疑応答】

○オンラインによる出席について、新型コロナウイルス感染症により参集困難な場合の例として、陽性であってもオンライン出席できるということは、体調不良でも参加することが前提なのか。

→体調不良の際に、無理に出席するようにはなっていない。

○参集困難なその他の事例には、けがやインフルエンザなども含むのか。

→あくまでもオンラインによる出席については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等が前提であり、その時々状況に応じて委員長が判断することになる。

- 情報セキュリティ対策として「不特定の人が容易に利用できる回線ではないこと」とは、ホテルなどのWi-Fi回線も使えないのか。
- 専用に契約されている回線ではなく、誰でも参加できるような公衆ネットワークなので、ウイルス感染のほか、外部から悪意をもった方が侵入してくるリスクがあるので使用不可としている。
- レイアウトについて、オンライン出席委員は、各委員がどのように見えているのか。
- ①委員長（PC内臓カメラで撮影）②委員（委員撮影用カメラで撮影）③理事者（理事者撮影用カメラで撮影）の3つの映像を見ることができる。併せて、委員会室の大型ディスプレイにオンライン参加委員と委員長を映している。
- 委員会を市民がインターネット等で見ることは可能か。
- 常任委員会をインターネット中継しており、オンライン出席委員が質問する際は、インターネット中継用のカメラで大型ディスプレイを映し、オンライン出席委員を確認できるようになっている。
- システムは何セット準備しているのか。
- 2委員会同時開催制なので、機材を2セット準備している。なお、予算決算審査についても、2分科会制のため、同様に対応可能である。
- 委員会開催当日、急遽オンライン出席希望となった場合にオンライン出席は可能か。
- 期日までに申請することができなかったやむを得ない事情があるかについて、委員長が判断して可否を決定することとなる。
- 例外的事項に関してはすべて委員長判断となってくるが、委員長が判断するのは難しいのではないか。
- オンライン出席については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点」という前提で委員長が判断する。
- システム操作は事務局のみが担当するのか。
- 画面の切り替えや拡大などは事務局で対応するが、オンライン出席委員の音声のオン・オフについては委員自身でする必要があるため、事前に操作手順等を確認するようにしている。
- 情報セキュリティ対策で、委員の端末がウイルス感染した場合等に罰則などはあるか。
- 罰則などはない。事務局がセキュリティ対策の有無の確認を行ったうえで、委員にアプリインストールなどを行っていただくようにしている。
- 委員会の休憩中はどのようにするのか。
- 休憩中はウェブ会議システムを接続したまま、音声をミュートにする。
- 複数委員が同じコロナに感染した際に、オンライン出席を希望する委員と希望しない委員と分かれた場合に、問題とならないか。

→個人の体調のことであり、委員自身の判断が尊重されると考えている。

(2) 議会運営に関する事項について（京都市会）

本市議会では、議会改革協議会において、FacebookとTwitterを用いて、議会情報を発信することを決定し、アカウント作成の準備を進めているところである。

このような中、京都市会では、「見える市会」「伝わる市会」をコンセプトとし、各種SNSの活用や市会だよりの発行等の情報発信に取り組んでいる。

今回は、京都市会におけるSNSを活用した情報発信をはじめとした議会運営全般について、市会事務局から説明を受けた。



【説明概要】

- SNSによる広報について、市会改革推進委員会において、市会の情報をより早くタイムリーに幅広く発信し、市民に市会をより身近に感じてもらえる取組について言及があり、以下のとおり開始し、それぞれのリンク先やURLを記載している。
 - ・動画配信…平成25年11月～
 - ・Facebook…平成28年3月～
 - ・LINE…令和4年5月～（京都市公式LINEアカウントを活用）
- YouTubeでは、LIVE配信（常任委員会、予算・決算特別委員会）と録画配信（本会議、常任委員会、予算・決算特別委員会、議長記者会見、議員研修など）を行っており、チャンネル登録者数は約520人となっている。
- Facebookでは、本会議や委員会の開催予定や正副議長の活動等を広報しており、フォロワー数は約820人（10政令市中4位）。
- SNSについては、発信内容に工夫を重ねる等、登録者数の増加を図っているが、大幅な増加には繋がっていない。
- 本会議における質疑・質問の実施形態について、会派の代表制により、2月市会では当初予算及び関連議案に対する質疑、5月・9月・11月市会では市政一般に関する質問を行う。発言の順番は大会派順による。
- 各審議期間において、会派の持ち時間が設定された後、各会派の判断により発言者の人数・時間が決められる。所属議員数が4人以下の会派は、9月と2月のみ代表質問（質疑）の時

間が設定される。

- 令和3年度の発言者数の実績は、5月市会：9人、9月市会：17人、11月市会：9人、2月市会：16人であった。
- 説明員は、市長、副市長、公営企業管理者、教育長、各局長。現在は、新型コロナウイルス感染症対策として、公営企業管理者、教育長、各局長は常時出席しておらず、答弁がある時間帯のみ出席している。
- 質疑・質問の方式について、一問一答制は採用しておらず、一括質問一括答弁方式または分割方式の選択制としている。
- 常任委員会での質問通告制について、所管事務に係る一般質問を行う際に、1開庁日前の午後1時を締切とする通告制を採用している。
- 陳情の取扱いについて、請願書の例により処理するが、結論は出さず、継続審査も行わない。
- オンラインでの委員会開催について、令和2年度に各会派の代表者によるオンライン会議のデモンストレーションを実施し、委員会の運営方法や規定整備等、運用に向けた課題を把握したが、その後、具体的な動きはない状況。
- 通年議会について、議会の招集権に係る問題や突発的事案への対応等の観点から、平成23年度から「弾力的な会期設定」をテーマに議論を開始し、平成26年度より通年議会を導入した。
- 通年議会（1会期制）の運用は、従前の4会期制を引き継ぐことを基本としている。
- 通年議会の導入により、議会が自主的・自律的に活動できる期間が拡大する、市長が専決処分していた事件が議決を経て執行されるなど、議会の監視機能が高まる等の効果があった。

【主な質疑応答】

- 市民から注目されるSNSにするために、どのような対策を行っているか。
 - YouTubeの概要欄に、発言者・発言項目を掲載するようにした。また、サムネイルを付けるようにした。
- SNSのほかに行っている地上波放送についてご教授願いたい。
 - 民間の地上波放送枠を契約しており、本会議の代表質疑・代表質問（年6回）を放映している。
- 本会議の質疑・質問の分割方式とはどのようなものか。
 - 一度の質問数を議員が任意に選択できる方式。一度の質問数は予め通告することが必要。
- 請願・陳情の取扱いについて、件数が非常に多いが、どのように処理しているのか。陳情について、結論を出さない、継続しないとはどういうことか。
 - 京都市では他自治体では署名として扱っているような同一内容の請願・陳情を、1件1件独立した請願・陳情として受理している。仮に一つの項目で多数出てきたとしても、審査は一度で行うため、特に支障はない。請願については、結論を出せるものは出しているが、

陳情については、全国から郵送も含め雑多に寄せられるため、審査はするか結論を出さないことを例としている。

○通年議会導入による執行部への影響は。

→通年議会導入前まで市長の専決処分で済んでいた案件についても、議会の審議を要することとなったため、事務量は増えていると思われる。

○通年議会導入による常任委員会の行政視察や個人視察への影響はないか。

→常任委員会の視察に関しては、5月の集中審議期間後、9月の集中審議期間前に行うよう予め日程調整するため支障はないが、個人視察には影響が出ているケースがあると聞いている。

○一事不再議の取扱いはどうなっているのか。

→従来の4会期制の考え方を引き継ぎ、集中審議期間が終われば、改めて審議できるものとしている。

○通年議会導入による「議会が自主的・自律的に活動できる」の具体的な効果は。

→市長の招集行為がなくても、議会側が主体的に議会日程を設定して活動できる点。

○議案発送（従来の招集告示）のスケジュールはどうなっているのか。

→初日の本会議の1週間前に議会運営委員会を開催し、審議スケジュールを確認することに加え、長が議案を発送している。

○緊急の場合、従来の方法で臨時会を開くことと比べて、決定的に違うメリットはあるか。

→招集権や議会日程の設定など、議会の自主性の問題の改善が大きいと考えている。

○通年議会に対する市民の評価は。

→議会だけが議員の活動ではないが、1年中議会が活動できる状態にあるという点は、市民に適切に理解していただいていると思う。

(3) オンラインワークショップの運営について（京都市北区役所）

京都市北区役所では、「北区まちづくりプラットフォーム」として、令和3年度より2度にわたって40名規模のオンラインワークショップを開催した実績がある。

今回は、本市議会でのオンラインによる方法で委員会を開催するための検討にあたり、オンライン会議を円滑に行うための研修や伝達方法等について参考とするため、本取組について説明を受けた。



【説明概要】

- 北区基本計画（令和3年8月策定）の取組を推進するためのリーディングプロジェクトの一つであるオンラインネットワーク「北区まちづくりプラットフォーム」において、コロナ禍での非対面条件に加え、従来の対面方式では参加がかなわなかった働き世代や現役学生を取り込み、交流を促進する狙いから、オンラインワークショップを開催することとし、令和4年3月と7月に開催した。
- 参加者は、自宅のネット環境や公共のWi-Fi等を利用してオンラインワークショップに参加。会議ツールにはZOOMを使用。参加者自身のタブレットやスマートフォンにアプリを事前ダウンロードしてもらうよう周知を行った。通信料等も参加者負担。
- 運営側は、全体会の後のグループワーク用のルーム割りの作業を行うほか、資料を映す際の画面共有やミーティングルーム（控室）設定を行う必要があるため、パソコンを使用した。
- ワークショップ参加者には、ZOOMのミーティングルームのID、パスワードを送付することと併せて、不慣れな方にはZOOMアプリのダウンロード方法や操作マニュアル等の資料を送付した。
- ZOOM上で、ワークショップ参加者の氏名がニックネーム等で正しく表示されていない場合は、運営側で修正したり、本人に修正を求めたりする等により、参加者の氏名が正しく表示されるようにした。
- 主な不具合と対処方法は、以下のとおり。
 - ・参加者のネット環境の脆弱性から、音声途切れたり、画像が止まったりすることがあった。音声のみの通信にすることで対処できる場合が多い。
 - ・映像は映るが、音声が届かない場合は、ZOOM上のオーディオ接続の設定が誤っていることが多く、設定方法を記載したマニュアルを送付して対処している。
- オンライン会議システムの性質上、会話が一方的で、議論がはかどりにくいため、運営側での交通整理が必要である。

【主な質疑応答】

- 参加者への呼びかけの手法や費用弁償について
 - 区役所版の市民新聞や、学生団体や市民団体に所属するコアメンバーからの呼びかけを行

った。費用弁償は行っていない。

○オンラインならではのメリットは。

→都心部から遠距離に住んでいる方や大学生等、対面方式では参加しづらかった方が参加できるようになった点。

○デジタルデバインド対策は行ったか。

→1回目のワークショップの際に、アプリのダウンロード方法や参加方法などを記した紙のマニュアルを郵送し、理解できない方には電話で操作説明を行った。2回目は自身でできるようになっていた。

○ワークショップの進行は誰が担当のか。

→4、5人単位のグループの進行は、職員が担当した。将来的には、経験とスキルアップのため、学生に担っていただきたいと考えている。

○オンラインと対面の使い分けをどのように考えているか。

→来年1月のワークショップは対面で行う。オンライン出席者から、オンラインで参加して楽しかったので、対面でもしてみたいという意見が出た。今後は、ハイブリッド開催についても検討していきたい。

(4) 委員会のオンライン開催等について（神戸市会）

神戸市会では、オンラインによる委員会の開催を可能とするよう、令和3年6月に委員会条例を改正した。その後、令和4年3月の総務財政委員会をオンラインにて実施している。

今回は、本市議会での協議・検討の参考とするため、市会事務局から説明を受けた。併せて、オンラインによる委員会を開催する際の、委員会室のレイアウト等を視察した。



【説明概要】

○令和3年6月11日の本会議にて、重大な感染症のまん延防止措置の観点や大規模災害の発生等により、委員会の招集場所への参集が困難な場合に、オンラインによる方法で委員会の開会を可能とする委員会条例の改正議案を可決した。その他、オンライン出席者も定足数の要件において通常の出席者と同様に取扱うこと、要綱は別途定めること、秘密会はオンラインの対象外であること等を定めた。

○新型コロナウイルス感染者には就業制限がかかることを考慮して、当初は、濃厚接触者のみ

がオンラインの参加対象であった。その後、令和4年9月に、感染者でも療養専念に十分留意したうえで、自己判断にて参加できるよう、要件を見直した。

- オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、申出の期限は、機器のセッティングの都合上、委員会開会日前日の午後1時。
- 正副委員長は、委員会の雰囲気把握することや、事務局と連携する必要があることから、オンライン出席はできない。
- 3常任委員会の同日開催が通例であるため、機器類に関しても3セットを前提として調達した。ソフトはTeamsを使用（市役所で一括契約）。
- 正副委員長向けの勉強会を開催し、制度の概略や進行等の注意点について説明を行った。
- 委員以外の、執行部や口頭陳述者等のオンライン出席は想定していない。傍聴者は、インターネット中継の視聴が可能となっている。
- オンライン委員会の実績は1回のみで、その際に特に不具合は発生していない。
- 主な課題は、以下のとおり。
 - ・ 事前の接続テスト等、委員会準備が増えること
 - ・ 当局の答弁が、声質や話し方によって聞き取りづらい場合があること
 - ・ オンライン出席委員の接続が切断され、復帰もできない状況となった際の対応
- 導入に当たっての主な留意点は、以下のとおり。
 - ・ 対象者の要件整理
 - ・ 新型コロナウイルス感染症以外のケース（災害等）の規定
 - ・ 使用頻度と機器調達等の導入費用とのバランスなど

【主な質疑応答】

- WEBカメラの台数、価格、画質について
 - 各部屋1台で、価格は1万円程度、画質はHD200万画素。
- オンライン参加者が複数になったら、大型ディスプレイの画面はどう表示されるのか。
 - 画面は、人数に応じて分割される。
- オンライン出席者の発言や採決はどのようにしているのか。
 - 発言は、委員長がオンライン参加者の挙手を確認してから行う。採決は、委員会室で採決する直前に、委員長がオンライン参加者に呼びかけ、賛否を口頭で聞き取る。
- オンライン委員会に従事する事務局書記を2人増員したことについて
 - オンライン出席委員の声を拾うマイクがオンのままだとハウリングするため、マイクのオン・オフをする者、トラブルが起こった際に、対応する者の2人を追加した。
- 委員もおなじソフトをインストールしているのか。
 - 個人の端末に無料アプリをインストールしている。

○オンライン委員会の検証はどのようにしているのか。

→定期的に見直す仕組みにはしておらず、委員の提案に応じて議論している。

○オンライン委員会用に調達した機器等のほかの活用事例はあるか。

→視察や研修で使用している。

6 委員会のオンライン開催についての視察後の協議経過について

視察後、「委員会のオンライン開催について」は、以下のとおり委員会での協議を経て、新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合でも、議会活動を停滞させないため、オンラインによる方法で委員会を開催することができるように、令和4年12月定例会で委員会条例等を改正し、令和5年1月1日から施行した。

【経過】

令和4年11月30日 議会運営委員会において、オンラインによる方法で委員会を開催できるようにすること及び委員会条例等の改正内容について決定し、12月定例会に委員会条例等の改正議案を上程することを決定

令和4年12月15日 定例会最終日 委員会条例等上程・可決

令和5年1月1日 施行

7 随員職員

議事課	議事係長	福留 圭一
議事課	委員係長	井村 公洋
議事課	議事係主任	伊東 加奈